

# 福祉的支援について

## 身体障害者手帳

対象者：肢体（上肢、下肢、体幹）、視覚、聴覚、平衡機能、音声言語機能、そしゃく機能、  
内部機能（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、肝臓）、免疫機能に障害のある人

等級：1～6級

申請書類：申請書、指定医の診断書（意見書）、写真、印鑑

その他：障害が重複すれば、それぞれの診断書を提出

## 療育手帳

対象者：知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある人

等級：重度 → 軽度

東京 1度 2度 3度 4度

埼玉 ① A B C

横浜 A1 A2 B1 B2

申請書類：申請書、写真、印鑑（身体障害者手帳を持っている人はその手帳）

その他：知的障害者更生相談所の判定が必要で、市区町村の担当課で予約をとり相談所へ行く。

18歳未満は児童相談所で判定。

## 精神障害者保健福祉手帳

対象者：「精神障害」のため長期にわたり日常生活、社会生活に制限がある人。ただし初診から6か月以上を経過していること。また、療育手帳の対象になる知的障害者は除かれる。

等級：1～3級

申請書類：申請書、医師の診断書または障害年金受給者は年金証書の写しと改定通知書、写真、印鑑

その他：手帳の等級は障害年金に準じていますが、年金受給中でも医師の診断書により判定を求める事が出来ます。2年ごとに更新があります。注意：市区町村で違いがありますのでご確認ください。

援護の種類	身体					知的				精神			
	視	聴・平	音・言	上肢	下肢	体幹	①	A	②	B	1級	2級	3級
障害者医療費助成	1～2					○	○	○					
特別児童扶養手当	1～3.4の一部					○	○	○	△	○	○	○	
特別障害者手当	1～2の一部					○	△			○	○	○	
補装具の支給	○	○		○	○	○							
日常生活用具の給付	主として1～2					○	○			○	○	○	
所得税・住民税の軽減等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車税・取得税の免除	1～3程度									○			
タクシー運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
JR	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
バス・路面電車	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
有料道路通行料金の割引	○	○	○	○	○	○	○						
公共施設の無料入園等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公営住宅の有利な入居	1～4					○	○	○		○	○		
携帯電話料金の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

## 成年後見制度（法定）

認知症、障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る支援者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。後見人等の仕事：財産管理、身上監護、家庭裁判所への報告等

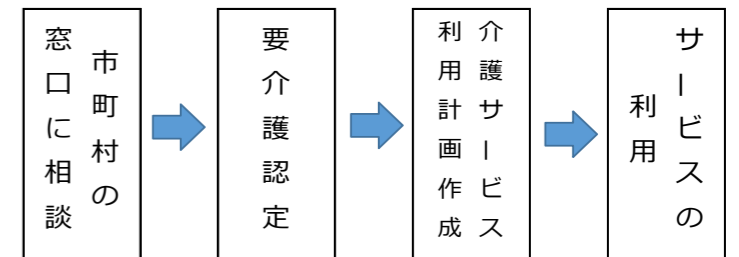
区分	後見	補佐	補助
対象となる人	判断能力がほとんどない状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
後見制度利用にあたって	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長などが家庭裁判所に申し立てます。		
援助者の呼称	成年後見人	保佐人	補助人
医師の鑑定	必要 (省略する場合もあり)	必要	不要
援助者の権限	財産に関するすべての法律行為、ただし居住用の不動産の処分については家庭裁判所の許可が必要	特定の事項の同意・取消、代理権、重要な法律行為の取消権	特定の事項の同意・取消・代理権

## 介護保険

対象者：65歳以上の方、若しくは40歳から64歳で特定疾病の方で在宅介護や施設入所など、福祉サービスを利用する方。役所の担当窓口で申請し、要介護認定（要支援1-2、要介護1-5）を受けます。

【サービス体系】

訪問系サービス：訪問介護・訪問看護・訪問入浴等  
通所系サービス：通所介護・通所リハ等  
短期滞在系サービス：短期入所生活介護等  
居住系サービス：特定施設入居者生活介護等  
入所系サービス：介護老人福祉施設等

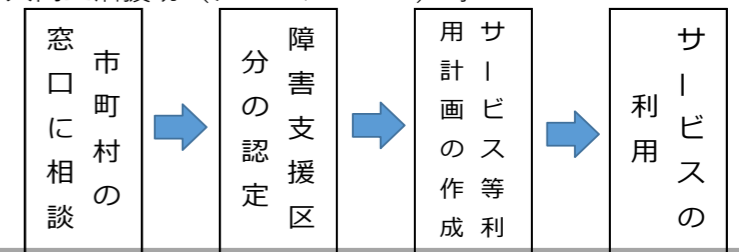


## 障害者総合支援法

対象者：身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病、障害児の方で在宅介護や施設入所など、福祉サービスを利用する方。役所の担当窓口で申請し、障害支援区分（区分1～6）を受けます。

【サービス体系】

介護給付：居宅介護、重度訪問介護、生活介護等  
訓練等給付：自立訓練、就労移行支援・継続支援A,B、共同生活援助（グループホーム）等  
相談支援：計画相談支援等  
地域生活支援事業：移動支援、訪問入浴サービス等



注意・・・上記の資料は、制度のイメージをお伝えする資料となります。

ご相談のある方は、医療福祉相談室の担当MSWへご相談ください。

千葉療護センター 医療福祉相談室 令和3年 3月